

令和8年度

地域整備方向検討調査・国営造成施設総合水利調整管  
理事業

隈戸川二期地域概略整備構想策定その他業務

特別仕様書

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

# 第1章 総則

(適用範囲)

## 第1-1条

令和8年度 地域整備方向検討調査・国営造成施設総合水利調整管理事業 隈戸川二期地域概略整備構想策定その他業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

## 第1-2条

本業務は、過年度実施した施設整備構想等を踏まえ、隈戸川二期地域の施設状況調査、概略事業費算定などを行い、更新計画の基礎資料とする。  
また、令和9年3月末までの許可期限である隈戸川地区の水利使用について、変更河川協議に必要な資料の作成を行うものである。

(場所)

## 第1-3条

この業務において対象とする実施場所は、福島県須賀川市ほか1市2町3村地内で別添業務位置図に示すとおりである。

(土地への立入り等)

## 第1-4条

作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(一般事項)

## 第1-5条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。  
(1) 作業の実施順序、方法等は監督職員と密接な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。  
(2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員に資料の提出を求められた時は、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

## 第1-6条

管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次表のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木
		農業－農業農村工学
	農業	農業土木
		農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(照査技術者)

第1-7条

(1) 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次表のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業-農業土木
		農業-農業農村工学
	農業	農業土木
		農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(2) 共通仕様書第1-7条第4項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。

(設計作業)

- 1) 作業着手前段階
- 2) 施設整備計画調査段階
- 3) 概算事業費の算定作業段階
- 4) 報告書原稿作成段階
- 5) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合

(河川協議資料作成作業)

- 1) 作業着手前段階
- 2) 基礎諸元整理段階
- 3) 変更水収支計算とりまとめ段階
- 4) 河川協議図書作成段階
- 5) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合

本業務における照査は、「設計業務照査の手引書(案)」(以下「照査手引書」という。)に準じて実施するものとする。

なお、照査項目については、監督職員の承諾を得るものとする。

また、本業務による照査は、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第1-7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

(3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第1-8条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-9条

共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。

なお、変更業務計画において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第1-10条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

## 第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条

この業務の基本的事項に関しては、次に示す図書を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名称	発行所	制定(改訂)年月
1	農業水利施設の機能保全の手引き	(社) 農業土木事業協会	平成27年5月
2	農業水利施設の機能保全の手引き「パイプライン」	(社) 農業土木事業協会	平成28年8月
3	土地改良計画設計基準・設計「パイプライン」基準書 技術書	農林水産省農村振興局	令和3年3月
4	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(社) 農業土木事業協会	平成5年3月
5	国営土地改良事業調査計画マニュアル(案) 水田かんがい(改訂)	農業農村整備事業計画研究会	平成29年3月
6	農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業研究会	平成15年8月
7	農業農村整備事業のための河川協議の実務	—	—

(前歴事業の地区概要)

第2-2条

対象地区の前歴事業として実施された「国営限戸川農業水利事業」の概要は次のとおりである。

- (1) 関係市町村：福島県白河市、須賀川市、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村及び西白河郡矢吹町
- (2) 受益面積：3,214.7ha(水田) [H28.3月時点]
- (3) 計画基準年：昭和59年
- (4) 関係河川：一級河川阿武隈川水系限戸川及び一級河川阿賀野川水系鶴沼川
- (5) 前歴事業：国営かんがい排水事業限戸川地区  
事業工期：平成4年度～平成24年度

総事業費：32,472百万円（H25.4月時点）

主要工事：羽鳥ダム 1カ所（有効貯水量25,950千m<sup>3</sup>）  
 （羽鳥ダム取水設備改修整備）  
 （管理施設整備）

日和田頭首工 1カ所  
 （フィクストタイプ全可動堰 堤長 L=34.9m）  
 （洪水吐ゲートH1.7×B26.8、ゴム引布製起伏堰）  
 （土砂吐ゲートH2.2×B 3.0×1 門）  
 （取水ゲート H1.2×B 4.3×3 門）

隈戸揚水機場 1カ所  
 （フィクストタイプ全可動堰 堤長 L=23.0m）  
 （渦巻型φ400×2台、電動機200kw×2台）  
 （洪水吐ゲート H0.9 ×B 18.0 ゴム堰袋体）  
 （土砂吐ゲート H1.79×B 3.0×1門）  
 （取水ゲート H1.10×B 3.0×1門）

用水路 L=17.8km（パイプライン）

中央管理所 1カ所

（対象施設等）

第2-3条

（1）本業務における対象施設の諸元は、次のとおりである。

施設項目	規格等	数量
羽鳥ダム	有効貯水量 25,950千m <sup>3</sup> 最大取水量 10.526m <sup>3</sup> /s ダム型式 ゾーン型フィルダム 流域面積 42.69km <sup>2</sup> 設計洪水量 288m <sup>3</sup> /s 総貯水量 27,321千m <sup>3</sup> 設計堆砂量 1,370千m <sup>3</sup> 堤高 37.09m 堤長 169.48m 堤体積 329千m <sup>3</sup> 洪水吐形式 非調節型横溢流方式	1カ所
日和田頭首工	フィクストタイプ全可動堰 堤長 L=34.9m 最大取水量：8.907m <sup>3</sup> /s	1カ所
隈戸揚水機場	フィクストタイプ全可動堰 堤長 L=23.0m （渦巻型φ400×2台、電動機200kw×2台） 最大取水量：0.600m <sup>3</sup> /s 送水路 L= 1.29km 口径：φ700 型式：SP管、FRPM管	1カ所
幹線用水路	最大通水量：8.907m <sup>3</sup> /s 口径：φ1,350～2,600mm 型式：鋼管、FRPM管、DCIP管、RC管 附帯工	L=21.29km

(2) 現行の水利使用概要は、次のとおりである。

区 分		最大取水量 (m <sup>3</sup> /s)			年間総取水量 (千m <sup>3</sup> )	
		5月 1日から 5月15日まで	5月16日から 9月10日まで	9月11日から 翌4月30日ま で		
注水用取水口	羽 鳥 ダ ム	10.526	4.590	0.100	33,970	
本取水口兼 注水用取水口	日 和 田 頭 首 工	8.907	4.418	0.321	44,690	
	内	本 取 水 用	8.031	4.418	0.321	44,110
		注 水 用	0.876	0.152	—	580
	内	泉川注水用	0.876	0.152	—	460
訳 訳 鈴川注水用		0.214	—	—	120	
本取水口	限 戸 揚 水 機	0.600	0.600	—	6,740	

(作業条件)

第2-4条

本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。
- (3) 現地調査を行う時期、日程等の詳細については、監督職員と打合せた後、実施するものとする。

(参考図書)

第2-5条

作業の参考にする図書は、設計共通仕様書第2-1条によるものとする。

(貸与資料等)

第2-6条

貸与資料は、次のとおりである。

分 類	貸 与 資 料	数 量
関係図書	国営白河矢吹開拓建設事業 事業成績書	1式
	国営限戸川農業水利事業 事業成績書	1式
成果物	平成6年度 限戸川(一期) 農業水利事業 幹線用水路地質調査業務報告書	1式
	平成10年度 限戸川(一期) 農業水利事業 幹線用水路信夫工区(その1) 測量設計業務報告書	1式
	平成12年度 限戸川(一期) 農業水利事業 幹線用水路信夫工区(その1) 補足設計業務報告書	1式
	平成23年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 限戸川地区幹線用水路機能保全計画策定業務報告書	1式
	平成25年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 阿武隈川上流地区・白河矢吹地区機能診断業務報告書	1式

分 類	貸 与 資 料	数 量
成果物	平成27年度 国営造成施設水利管理事業 隈戸川地区水利権変更協議資料作成業務	1 式
	平成28年度 国営造成施設水利管理事業 隈戸川地区河川協議資料作成業務	1 式
	平成28年度 [復興]用排水施設整備2801業務設計 隈戸川地区報告書	1 式
	平成28年度 広域基盤整備計画調査 隈戸川地区ほか施設長寿命化計画策定業務報告書	1 式
	平成29年度 国営施設応急対策事業 隈戸川地区地区内導水幹線水路現況測量業務報告書	1 式
	平成29年度 国営施設応急対策事業 隈戸川地区事業構想検討その他業務報告書	1 式
	平成29年度 広域農業基盤整備管理調査 隈戸川地区水利状況調査その他業務報告書	1 式
	平成30年度 国営施設応急対策事業 隈戸川地区事業計画検討その他業務報告書	1 式
	令和元年度 国営施設応急対策事業 隈戸川地区事業計画補足検討その他業務報告書	1 式
	令和元年度 国営造成施設水利管理事業 隈戸川地区水利状況調査検討業務報告書	1 式
	令和2年度 国営施設応急対策事業 隈戸川地区事業計画とりまとめ業務報告書	1 式
	令和2年度 国営造成施設水利管理事業 隈戸川地区水利状況調査検討(その2)業務報告書	1 式
	令和3年度 国営造成施設水利管理事業 隈戸川地区水利状況調査検討(その3)業務報告書	1 式
	令和3年度 広域農業基盤整備管理調査 隈戸川地区事業構想検討その他業務報告書	1 式
	令和3年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進業務 隈戸川地区幹線用水路機能診断業務報告書	1 式
	令和3年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進業務 隈戸川地区隈戸揚水機場他機能診断調査業務報告書	1 式
	令和4年度 地域整備方向検討調査 隈戸川二期地区整備構想検討その他業務報告書	1 式
	令和5年度 地域整備方向検討調査 隈戸川二期地域事業構想策定その他業務報告書	1 式
	令和5年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進業務 郡山東部地区下枝2支線用水路機能診断調査その他業務報告書	1 式
	令和6年度 地域整備方向検討調査 隈戸川二期地域概略整備構想策定業務報告書	1 式
令和6年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進業務 隈戸川地区幹線用水路機能診断調査その他業務報告書	1 式	
その他	白河矢吹地区施設管理図	1 式
	隈戸川地区施設管理図	1 式

分 類	貸 与 資 料	数 量
その他	現行河川協議図書	1 式
	その他監督職員が必要と認める資料	1 式

(参考図書及び貸与資料等の取扱い)

第 2 - 7 条

第 2 - 5 条、第 2 - 6 条に示す参考図書及び貸与資料等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、作業時点の最新版を用いるものとし、作業中に改定された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

### 第 3 章 作業内容

(作業項目及び数量)

第 3 - 1 条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

また、詳細は別紙-1【作業項目内訳表】に示すものとする。

作業項目表

作 業 項 目	数 量	備 考
(設計作業)		
1. 資料の収集・整理	1 式	
2. 現地調査	1 式	
3. 受益面積調査	1 式	
4. 施設整備計画調査 (日和田頭首工)	1 式	
5. 施設整備計画調査 (隈戸揚水機場)	1 式	
6. 施設整備計画調査 (幹線用水路)	1 式	
7. 施設整備計画調査 (小水力発電施設)	1 式	
8. 施設整備計画調査 (低炭素化効果)	1 式	
9. 概算事業費の算定	1 式	
10. 関係機関との打合せ資料の作成	1 式	
11. 照査	1 式	
12. 点検とりまとめ	1 式	
(河川協議資料作成作業)		
1. 資料の整理	1 式	
2. 農地転用状況調査	1 式	
3. 水収支計算	1 式	
4. 河川協議図書の作成	1 式	
5. 照査	1 式	
6. 点検とりまとめ	1 式	

(作業の留意点)

第 3 - 2 条

設計作業の実施に際し、特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 作業の手順、方法等については監督職員と密接な連絡を取り円滑に進めるものとする。
- (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (3) 第2-5条、第2-6条及び共通仕様書に示す参考図書並びに貸与資料等や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (4) 関係機関からの聞き取り等が必要な場合は、事前に監督職員と調整を行うものとする。
- (5) 貸与資料、データ整理結果等の扱いについて、個人情報を含む場合には、プライバシーを保護し、業務履行期限後速やかにデータ等を裁断処分する。
- (6) 共通仕様書第1-11条に基づき作成する業務計画書には、技術提案書の内容を記載し契約の位置づけを明確にする。  
ただし、提出する当該業務の技術提案書そのものを業務計画書に添付してはならない。

## 第4章 打合せ

(打合せ)

### 第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回打合せには、管理技術者が出席するものとする。

なお、打合せ場所は、阿武隈土地改良調査管理事務所とし、打合せ時期及び回数については、次の段階で行うものとする。

- 初回 作業着手の段階
- 第2回 中間打合せ（施設整備計画調査着手）
- 第3回 中間打合せ（河川協議基礎諸元整理段階）
- 第4回 中間打合せ（施設整備計画調査中間段階）
- 第5回 中間打合せ（河川協議変更水収支計算とりまとめ段階）
- 第6回 中間打合せ（施設整備計画調査とりまとめ段階）
- 第7回 中間打合せ（河川協議図書作成段階）
- 最終回 報告書原稿作成段階

業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、速やかに業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

## 第5章 成果物

(成果物)

### 第5-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、以下のとおり提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）正副2部  
このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）により別途1部提出するものとする。

- (2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）  
なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

（成果物の提出先）

#### 第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

福島県福島市笹谷字稲場38-7

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

## 第6章 契約変更

（契約変更）

#### 第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2-3条に示す「対象施設等」に変更が生じた場合。
- (2) 第2-4条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。
- (3) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (4) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (5) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (6) 履行期間の変更が生じた場合。
- (7) 本業務の遂行に伴い、新たな作業が必要となった場合。
- (8) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。
- (9) その他

（業務スライドの試行）

#### 第6-2条

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急

激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。

(7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合においては、発注者が定め、受注者に通知する。

(8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。

## 第7章 業務の成果品質確保対策

(業務の成果品質確保対策)

### 第7-1条

契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の作業方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農林水産省WEBサイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

#### (1) 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、主任監督員(主催)、監督員等が、作業方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑化と成果物の品質確保を推進する。

1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。

なお、確認事項については変更する場合がある。

- a) 作業条件・前提条件
- b) 業務計画の妥当性
- c) スケジュール
- d) 設計変更内容
- e) その他

2) 会議の開催(事務所側の出席者等)については、監督職員が指示するものとする。

なお、開催時期の変更、開催回数追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

#### (2) 合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、主任監督員(主催)、監督員等が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、作業条件や施工の留意点、関連事業の情報、作業方針の明確化等について情報共有を図る。

#### (3) 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの

照査報告を実施できるものとする。

- (4) 業務確認会議において確認した事項については、受注者が速やかに業務打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

## 第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

### 第8-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙－1【作業項目内訳表】設計作業

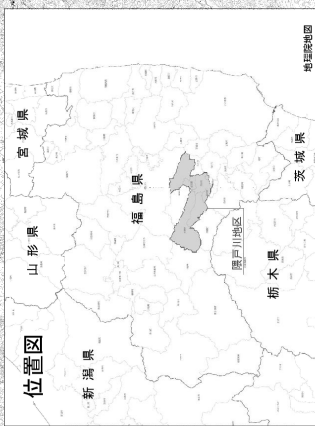
作業項目	作業内容	数量	業務実施	備考
1. 資料の収集・整理	貸与資料を整理し、作業計画を樹立する。	1式	○	
2. 現地調査	現地踏査により、地区内の地形・土地利用状況、対象施設の整備状況について調査する。	1式	○	
3. 受益面積調査				
(1)一筆調書の更新	過年度調査結果及び発注者が貸与する最新の関係土地改良区の土地原簿、関係市町村の農地台帳、法務局土地登記簿情報（いずれもR8.4.1時点版）により一筆調書（所有者、耕作者、農地所在地、地目、地籍等）の確認、GISデータの更新を行う。 一筆調書、GISデータの更新は、約30,000筆程度を想定している。	1式	○	
(2)条件別面積の整理	3(1)で更新したデータを基に、発注者が貸与する農地転用情報（R8.4.1時点版）を反映し、条件別面積を整理する。 条件別面積の整理は、約30,000筆程度を想定している。	1式	○	
4. 施設整備計画調査（日和田頭首工）				
(1)更新整備計画の検討	過年度実施されている機能診断調査、機能保全計画検討資料を基に、日和田頭首工の更新整備計画を概定する。	1式	○	
5. 施設整備計画調査（隈戸揚水機場）				
(1)付帯設備計画の検討	過年度成果から維持管理に必要な制水弁2か所の設置を検討（構造形式、概算工事費等）し、隈戸揚水機場の維持管理面に配慮した太陽光発電施設の増設検討を行う。	1式	○	
(2)更新整備計画の検討	過年度実施されている機能診断調査、機能保全計画検討資料を基に、隈戸揚水機場の更新整備計画を概定する。	1式	○	
6. 施設整備計画調査（幹線用水路）				
(1)管水路更新計画（中流部）の検討	幹線用水路中流部（踏瀬調圧水槽～大池西合流工区間）について、過年度の調査結果、基準改定内容などを踏まえ改修の必要性を検討し、過年度検討結果を参考に更新工法の概略設計を行う。	1式	○	

作業項目	作業内容	数量	業務実施	備考
(2) 制水弁、分水工等電動化の検討	幹線用水路の制水弁、分水工について個別の評価に基づき電動化、TC/TM化の検討を行う。電動化に当たっては可搬式巻き上げ機の使用についても検討する。	1式	○	
(3) 更新整備計画の検討	過年度実施されている機能診断調査、機能保全計画検討資料を基に、幹線用水路の更新整備計画を概定する。	1式	○	
7. 施設整備計画調査（小水力発電施設）				
(1) 小水力発電施設計画	過年度成果から羽鳥ダム地点の小水力発電施設の概略設計を行う。	1式	○	
8. 施設整備計画調査（低炭素化効果）				
(1) 低炭素化効果検討	エネルギー消費効率改善基準の確保について、原単位を基に算定する。	1式	○	
(2) 省エネルギー対策実施計画	過年度検討成果も活用し、省エネルギー対策実施計画(案)を作成する。	1式	○	
9. 概算事業費の算定	施設整備構想に基づき、標準設計、事例等を参考に積算し、概算工事費、概算事業費の算定を行う。	1式	○	
10. 関係機関との打合せ資料の作成				
(1) 事業構想説明資料の作成	関係機関や地元農家等との合意形成を図るために必要な事業構想などを分かりやすく整理した説明資料を作成する。 なお、作成に当たっては過年度業務で確認した関係機関等からの意見など実情を踏まえるものとする。	1式	○	
11. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1式	○	
12. 点検とりまとめ	各作業項目について点検・とりまとめ及び報告書作成を行う。	1式	○	

別紙－1【作業項目内訳表】河川協議資料作成作業

作業項目	作業内容	数量	業務実施	備考
1. 資料の整理	現行河川協議図書及び過年度検討資料の内容について確認を行い、作業計画について樹立する。	1式	○	
2. 農地転用状況調査				
(1) 現地調査	「設計作業」において整理された農地転用面積について、現地再確認、土地改良区聞き取り調査を行い、転用位置、転用理由を個別に確認する。	1式	○	
(2) 説明資料の整理	転用位置、転用理由について、河川協議説明資料及び転用位置図に整理する。	1式	○	
3. 水収支計算				
(1) 基礎諸元の整理	借用資料等により水収支計算に係る基礎諸元を整理する。 基礎諸元整理にあたっては、現行水利権の諸元の妥当性について、地区内の現況を把握し検証する。	1式	○	
(2) 変更方針の検討	基礎諸元の整理結果を基に試算等の検討を行い、受益面積、かんがい諸元、水収支計算条件の変更方針を確定する。	1式	○	
(3) 変更水収支計算	現行水利権の内容をベースとした、隈戸川地区水収支計算プログラム(用水ブロック計算、幹線・河川水収支計算、羽鳥ダム依存量、確保容量計算)を再現する。 変更する基礎諸元を基に、計画基準年及び最近20か年で変更水収支計算を行い、その結果について、水利権水量の変化、計画基準年を検証し、とりまとめを行う。	1式	○	
4. 河川協議図書の作成				
(1) 予備協議図書の作成	3. までの検討資料を用いて、河川予備協議説明資料を作成する。河川予備協議は3回を予定する。	1式	○	
(2) 本協議図書の作成	河川予備協議の結果に基づいて、水利使用協議図書(変更)及び水利使用協議図書添付図面の作成を行う。 (水利使用規則に基づく管理規程の作成及び、治水協定に基づく資料の作成を含む。)	1式	○	
5. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1式	○	
6. 点検とりまとめ	各作業項目について点検・とりまとめ及び報告書作成を行う。	1式	○	

位置図



凡 例	
	ダム
	頭首工
	取水樋門
	揚水機場
	幹線用水路